

いばらきゲームマップ制作業務委託仕様書

1 委託業務名

いばらきゲームマップ制作業務委託

※本事業は、令和5年3月2日に締結した『茨城県とイオンモール株式会社とのeスポーツ等を活用した産業の振興等に関する連携協定』に基づく事業となります。

2 委託業務の目的

今後の一層の普及が予測されているメタバース空間のうち、最も普及が進んでいるゲームメタバースを活用し、ショッピングモールに訪れる地域社会の幅広い層をターゲットとして、『茨城・eスポーツ』ならではの、企業・団体と連携したコンテンツを提供することで、リアルとバーチャルを交差させた新たな体験の機会を提供し、更なるeスポーツ交流人口の拡大やメタバースに対する興味・関心の向上を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

4 委託金額

上限額 550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 業務内容

(1) FORTNITE を活用したマップの制作（グラフィック及びゲーム機能）

ア 制作するマップ

イオンモール水戸内原をモチーフとした以下機能を含むマップ

- ・施設形状等のグラフィックス
- ・ゲームシステム（例：パルクール形式、デスラン形式など）

イ 制作に使用するツール

Unreal Editor For Fortnite

ウ 制作期間

令和5年12月27日までに公開が可能である状態とすること。ただし、公開の日程は県と協議のうえ決定すること。

(2) テスト・デバッグ業務

制作したマップ及び追加したゲーム機能について、システムの機能や品質を確認するためのテストや、問題を修正するためのデバッグ業務を行うこと。

(3) 広報の実施

制作したマップを広く周知するため、SNS等を活用し、広報を実施すること。
SNS等の活用以外のPRについて、提案しても構わない。

(4) 実績報告書の作成・提出

制作内容及び結果、記録写真（制作したマップのスクリーンショット等）等をまとめた報告書を作成し、提出すること。

6 業務委託実施に当たっての留意事項

(1) 受託者は、企画・運営の詳細やスケジュールについて、県及び関係者と十分協議のうえ、決定すること。また、県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。

(2) 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、県と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度県と協議してこれを定めるものとする。

(3) 業務の履行にあたり、効果的・効率的な業務実施体制を整えること。専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的に行える人材を充てることとし、参加者等や県からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。

(4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とすること。

(5) 事業終了後は、当該事業により作成したデータや制作物等を遅滞なく県へ提供すること。

(6) 委託費は、本来、県が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜制・効率性等に鑑みて、他の機関（地方公共団体、公益法人、民間団体等）又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費のことをいい、調査費又は研究開発等の委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性

格のものとは異なることに留意すること。

7 事業実施計画書の作成

契約締結後に作成する事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

(1) 事業企画案

仕様書をもとに、具体的な制作方法・内容等を提案すること。

(2) 工程計画

業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。

なお、統括責任者及び担当職員については、これまでの業務経歴（受託業務に関連する業務に限る）及び当該年度に実施予定の業務を記載すること。

(3) 再委託等の有無及び予定

8 著作権等の取扱

(1) 受託者は、本事業における制作物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は県及びその指定する者の必要な範囲で県及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(2) 県は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

(5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び

肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の続きを受託者において行うものとする。

(6) 県が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては県が提供する。

(7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 個人情報等の取扱い

事業実施にあたり個人情報及び法人情報を収集する際は、県に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

10 経理・支払等に関する条件

(1) 経費については、業務の完了を確認するための検査（委託期間終了後の検査を含む。）において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間中においては、県の求めに応じて要した費用を報告すること。

(2) 5の（1）から（4）までの各項目に要する費用について、契約時に提出した見積書の金額を超えて支出する場合には、事前に県と相談すること。

(3) 本事業において発生した収入は本事業の事業費以外に充てることはできない。

(4) 全ての証拠書類は、本業務完了後、5年間保存すること。